

山鹿市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（平成17年山鹿市条例第175号）第14条第1項の規定に基づき、山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり）の指定管理者を指定するとともに、同条例第16条第1項の規定に基づき、当該施設の利用に係る利用料金を当該指定管理者に収受させることとしたので、次のとおり告示する。

令和7年12月23日

山鹿市長 早田 順一

1 施設の名称

山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり）

2 施設の指定管理者として指定する団体

《所在地》熊本市北区植木町岩野48番地1

《団体名》合同会社POAT

《代表者》代表社員 金谷 智之 園田 光祥

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで